

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第74期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 丸一鋼管株式会社

【英訳名】 Maruichi Steel Tube Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木博之

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江三丁目9番10号

【電話番号】 大阪(06)6531—1201

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 松見隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内)

【電話番号】 東京(03)3272—5331

【事務連絡者氏名】 取締役 三浜善嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

丸一鋼管株式会社東京事務所  
(東京都中央区京橋一丁目1番1号(八重洲ダイビル内))

丸一鋼管株式会社名古屋事務所  
(名古屋市熱田区千年一丁目2番4号)

(上記事務所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して任意に縦覧に供する場所としたものです。)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第72期中	第73期中	第74期中	第72期	第73期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	58,250	60,176	58,248	119,304	123,542
経常利益 (百万円)	11,932	13,262	11,683	23,107	25,716
中間(当期)純利益 (百万円)	5,218	7,305	6,437	13,770	14,090
純資産額 (百万円)	195,325	223,656	240,698	204,564	240,571
総資産額 (百万円)	243,963	260,561	283,396	261,246	283,490
1株当たり純資産額 (円)	2,084.17	2,226.37	2,450.39	2,216.00	2,372.64
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	55.53	79.07	70.56	146.46	152.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	55.53	79.06	70.54	146.45	152.76
自己資本比率 (%)	80.1	78.7	77.8	78.3	77.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,593	8,940	7,151	11,702	16,455
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,627	△1,629	△14,111	157	6,330
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,582	△3,120	△11,566	△7,244	△960
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	25,706	38,277	37,642	34,174	56,048
従業員数 (人)	894	994	1,005	1,029	1,018

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2 純資産額の算定に当たり、第73期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期中	第73期中	第74期中	第72期	第73期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	53,845	55,466	54,146	108,844	113,635
経常利益 (百万円)	10,939	11,649	10,442	20,519	21,888
中間(当期)純利益 (百万円)	6,629	7,098	6,195	12,409	13,003
資本金 (百万円)	9,595	9,595	9,595	9,595	9,595
発行済株式総数 (株)	98,267,197	98,267,197	98,267,197	98,267,197	98,267,197
純資産額 (百万円)	185,974	192,832	200,869	193,257	202,406
総資産額 (百万円)	222,383	234,855	254,853	234,337	255,114
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	20.00	53.00	56.30
自己資本比率 (%)	83.6	82.1	78.8	82.5	79.3
従業員数 (人)	638	642	656	665	668

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり中間(当期)純利益」並びに「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 純資産額の算定に当たり、第73期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

区分	管理部門	販売部門	製造部門	合計
従業員数(人)	108	141	756	1,005

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	656
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。  
2 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であり、記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、昭和39年3月に結成され、上部団体「JAM」に加盟しています。組合活動は極めて穏健かつ建設的で労使関係は円満であり、特に記載すべき事項はありません。

なお、連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高値推移や非鉄金属類等の素材価格の高騰に加え、サブプライムローン問題による米国経済の不透明感が高まっておりますが、外需に牽引されて企業業績は好調であり、設備投資の継続や雇用情勢の改善などにより、緩やかな景気回復が続きました。

国内鉄鋼メーカーの鋼材生産は、自動車、造船、機械などの主要鉄鋼需要業界の堅調な需要と、輸出に牽引された企業の設備投資も順調であったことから、昨年レベルを上回っておりますが、スクラップ等原材料価格の上昇とアジア地域の鉄鋼製品価格の上昇を背景に国内鋼材価格も上昇しました。然しながら溶接鋼管の国内需要は、自動車・造船・産業機械および建設機械向けは好調でありましたが、公共事業が低迷していることに加え、6月下旬の改正建築基準法施行後の建築物の大幅着工減などの要因で、土木・建築用鋼管の荷動きが8月から極端に落ち込み、これらの製品は数量で足下前年比約15%減の状況となりました。一方、製品価格は、亜鉛の値上げによるコストアップを転嫁するため、めっき製品の値上げを4月に実施したのにつき、国内外材料コイルの値上げ転嫁のため、7月よりその他鋼管製品の値上げを実施いたしました。上記の様に大幅な数量減で7月以降売上金額は前年同月比マイナスとなっております。

工場設備関連では、大阪工場の一部設備を移設するために堺工場に第6工場を建設中で、生産・品質面の強化および輸送コスト削減等の合理化を推進する予定であります。一方、名古屋工場では自動車向け鋼管製造能力確保のため0.5インチミルを増設し5月末に稼動いたしております。詫間工場では溶融亜鉛めっき設備の加熱炉の改造を8月に行いました。一方、次期コンピュータ・システムの再構築に取り組んでおります。

海外事業の現況は、米国では昨年より割安な中国の建築用鋼管が大量輸入されたことによる市況軟化が本年も継続している上に、サブプライムローン問題で建築需要が減少しておりますことからマルチ・アメリカン・コーポレーション（MAC）の業績も厳しい状態であります。

また、ベトナム国サン・スチール・コーポレーションについては、当社が追加増資を平成19年6月に引受けたことにより、当社の出資比率は40.9%となりました。同社は現在月間約13,000トンのめっき・カラー鋼板および鋼管類の製造販売事業を行っており、当社との業務・資本提携に基づく当社からの人材派遣等により経営の立て直しが進行しており同国内および東南アジア地域への輸出も順調に回復し、本年度に入り月次ベースで利益計上できております。

中国広東省の丸一金属制品（佛山）有限公司の鋼管および鋼板加工に関する生産・販売は現在月間約2,000トンのレベルで進んでおり年初より月次ベース黒字化いたしております。また、平成19年4月の増資に基づき来年5月中旬完成予定の第二期工事に着手いたしました。

材料コイル価格の上昇と輸入コイルの供給削減に加えて、改正建築基準法の影響による販売数量減が避けがたく、その結果当中間連結会計期間の連結売上高は582億4千8百万円（前年同期比3.2%減）、連結営業利益93億9千万円（同11.9%減）、連結経常利益116億8千3百万円（同11.9%減）、連結中間純利益64億3千7百万円（同11.9%減）となりました。なお、業績に用いた外貨換算率は1米ドル120円15銭であります。

なお、品種別の連結売上高および構成比は以下の通りです。構造用鋼管47,014百万円（前期比3.6%減）、配管用鋼管4,356百万円（前期比4.8%増）、加工製品・その他6,877百万円（前期比5.4%減）又、それぞれの構成比は80.7%、7.5%、11.8%となっております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末より184億6百万円減少し、376億4千2百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって増加した資金は71億5千1百万円となりました（前年同期は89億4千万円の増加）。これは主に、税金等調整前中間純利益114億5千3百万円、売上債権の減少28億2千9百万円の収入に対し、たな卸資産の増加17億2百万円、法人税等の支払70億6千9百万円等の支出によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって減少した資金は、141億1千1百万円となりました（前年同期は16億2千9百万円の減少）。主な内容は定期預金の預入74億7千4百万円、投資有価証券の購入42億2千5百万円、関連会社株式の取得（増資引受）11億4千7百万円等によるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって減少した資金は115億6千6百万円となりました（前年同期は31億2千万円の減少）。これは主に、自己株式取得による支出76億2千7百万円、配当金の支払38億6百万円等によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を管種別に示すと、次のとおりです。

品目	生産高(百万円)	前年同期比(%)
構造用鋼管	35,959	△3.9
配管用鋼管	3,414	+7.7
加工製品・その他	4,687	△3.0
合計	44,061	△3.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を管種別に示すと、次のとおりです。

品目	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
構造用鋼管	47,043	△4.0	4,575	△15.0
配管用鋼管	3,829	△5.1	200	+7.0
加工製品・その他	6,877	△7.2	—	—
合計	57,750	△4.4	4,776	△21.3

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を管種別に示すと、次のとおりです。

品目	販売高(百万円)	前年同期比(%)
構造用鋼管	47,014	△3.6
配管用鋼管	4,356	+4.8
加工製品・その他	6,877	△5.4
合計	58,248	△3.2

(注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社メタルワン	8,786	14.6	9,329	16.0

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成17年6月7日開催の取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する方針を決定し、公表しました。また、今般、平成19年5月9日開催の取締役会において、本対応方針の一部修正を行うことを決定しました。また、本方針については、平成19年6月28日開催の定時株主総会で定款の変更を行い総会決議とする旨を定めております。

なお、本対応方針の概要は以下のとおりです。

#### 1. 大規模買付けルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめ開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を形成し大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するため大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行なう判断の公正性、透明性を担保するために、新たに「独立委員会」を設置いたしました。独立委員会は弁護士2名と当社社外監査役1名により構成されております。以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとい

たしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
  - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

- (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

① 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

- 1) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為

4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

③当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

④買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

⑤当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

#### （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要な情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行き、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、当社取締役会が具体的対抗策として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。また、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さない事を行き条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設ける事があります。

### 4. 株主・投資家に与える影響等

#### （1）大規模買付ルールが株主投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

#### （2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により当社取締役会の権限として認

められている対抗措置を取る場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 5. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針の継続を決定した平成19年5月9日の当社取締役会には、当社社外監査役3名を含む監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べました。

前述のとおり、本方針につき株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、本年6月開催の定時株主総会において本方針を議案としてお諮りいたしました。その結果、今回の定時株主総会でご承認をいただきましたので、大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなりました。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールの修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者ならびに当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権および発行済株式の総数は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動は、市場開発活動を通じて、年々高度化・多様化する需要家のニーズ、動向を先取り把握することで新製品の開発を行うほか、生産技術の革新やコストの低減などについて、製造現場との意思の疎通を図りながらたえず幅広く行っております。

当中間連結会計期間の主要な技術開発は次のとおりです。

詫間工場で生産する55%アルミニウム・亜鉛溶融めっき鋼板の高耐食性と、当社の保有するクロムフリ

ー化技術を活用して他社に先駆けてクロムフリー鋼管(当社ブランド名: AL-Z55N)を、これまで、農芸用鋼管、自動車用部品、電線管などに適用しており、さらに新たな適用部品を検討中です。

自動車用部品については、さらなる自動車の安全性の向上と軽量化が求められており、高加工性・高強度鋼管の用途開発を推進中です。

また、純亜鉛溶融めっき鋼管を使用した鋼管については、前期、他社に先駆けてクロムフリー化したローラーコンベアー用のローラーの適用品種を拡大しました。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、8千7百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、重要な設備計画の変更はありません。

##### (2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
提出会社	岡山倉庫 (岡山県都窪郡)	建物及び構築物	218	平成19年5月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (3) 重要な設備の新設、除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	98,267,197	98,267,197	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	98,267,197	98,267,197	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20ならびに第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	7(注)	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	7,000	同左
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月8日～平成37年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権を割当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 ②その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日(水)開催の当社第71回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）

	中間会計期末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	111 (注)	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	11,100	同左
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月10日～平成38年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権を割当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 ②その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日開催の当社第72回定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

② 会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成19年8月7日）

	中間会計期末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	71 (注)	同左
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	7,100	同左
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成39年9月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権を割当てられた取締役(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 ②その他の権利行使の条件は、平成19年8月7日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	98,267	—	9,595	—	14,631

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ステイール パートナーズ ジャパン ストラテジック ファンド (オフシ ョア) エルピー (常任代理人メリルリンチ日本証券株 式会社)	HARBOUR CENTRE P.O. BOX 30362 SMB, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS	13,750	13.99
吉村 精 仁	大阪市平野区	4,900	4.98
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル	4,337	4.41
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	3,900	3.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,886	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (住友信託銀行再信託分・JFE スチール株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,003	3.05
丸谷 紀 芳	大阪市平野区	2,400	2.44
株式会社メタルワン	東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビル	2,069	2.10
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番3号	2,000	2.03
ダイワセキュリティーズ エスエムピ ーシー シンガポールリミテド (常任代理人 大和証券SMBC株式会社)	6 SHENTON WAY #26-08 DBS BUILDING, TOWER TWO SINGAPORE 0106	2,000	2.03
合計	—	42,246	42.99

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,003千株

2 上記の他に当社所有の自己株式8,341千株(8.49%)があります。

3 ステイール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・(オフショア)・エル・ピー他2社の代理人である渥美総合法律事務所・外国法共同事業から平成19年11月6日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成19年10月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ステイール・パートナーズ・ジャパ ン・ストラテジック・ファンド・(オ フショア)・エル・ピー	P.O.Box 2681 GT, Century Yard, 4th Floor, Cricket Square, Hutchins Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	14,500	14.76
リパティエー・スクエア・アセッ ト・マネジメント・エル・ピー	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Country of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A	500	0.51
合計	—	15,000	15.26

4 JFEスチール株式会社の代理人であるジェイ エフ イー ホールディングス株式会社から平成19年1月19日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年1月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル	6,540	6.66

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,341,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,836,600	898,366	—
単元未満株式	普通株式 89,097	—	—
発行済株式総数	98,267,197	—	—
総株主の議決権	—	898,366	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 丸一鋼管株式会社	大阪市西区北堀江 三丁目9番10号	8,341,500	—	8,341,500	8.49
計	—	8,341,500	—	8,341,500	8.49

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,740	3,960	3,950	3,840	3,330	3,120
最低(円)	3,460	3,540	3,660	3,080	2,660	2,805

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表については、みずぎ監査法人及びネクサス監査法人により中間監査を受け、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	みずぎ監査法人及びネクサス監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	あずさ監査法人

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		39,617		46,451		57,372	
2 受取手形及び 売掛金	※2	35,131		32,472		35,277	
3 有価証券		4,886		975		300	
4 たな卸資産		14,991		17,591		15,815	
5 その他		2,293		1,931		2,358	
貸倒引当金		△67		△18		△36	
流動資産合計		96,852	37.2	99,402	35.1	111,087	39.2
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1 建物及び 構築物		11,049		11,249		11,225	
2 機械装置及び 運搬具		9,645		9,449		9,654	
3 土地		24,649		24,822		24,837	
4 その他		1,115	46.459	1,675	47.196	1,272	46.989
(2) 無形固定資産		44	0.0	434	0.2	52	0.0
(3) 投資その他の 資産							
1 投資有価証券		113,585		133,055		122,089	
2 その他		3,618		3,309		3,270	
貸倒引当金		—	117.204	△2	136.362	—	125.360
固定資産合計		163,708	62.8	183,993	64.9	172,402	60.8
資産合計		260,561	100.0	283,396	100.0	283,490	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形及び 買掛金	13,521		13,543		12,878		
2	賞与引当金	858		894		919		
3	役員賞与引当金	24		73		86		
4	その他	10,012		8,214		11,507		
	流動負債合計	24,416	9.4	22,725	8.0	25,391	9.0	
II 固定負債								
1	退職給付引当金	4,105		3,900		3,938		
2	役員退職慰労 引当金	87		107		101		
3	繰延税金負債	8,295		15,501		13,488		
4	その他	—		462		—		
	固定負債合計	12,488	4.8	19,972	7.1	17,528	6.2	
	負債合計	36,905	14.2	42,697	15.1	42,919	15.2	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1	資本金	9,595	3.7	9,595	3.4	9,595	3.4	
2	資本剰余金	14,992	5.8	15,826	5.6	15,825	5.6	
3	利益剰余金	178,752	68.6	187,826	66.2	184,171	64.9	
4	自己株式	△10,383	△4.0	△19,313	△6.8	△11,687	△4.1	
	株主資本合計	192,956	74.1	193,934	68.4	197,905	69.8	
II 評価・換算差額等								
1	その他有価証券 評価差額金	13,669	5.2	26,399	9.3	21,945	7.7	
2	為替換算 調整勘定	△1,436	△0.6	19	0.0	△1,171	△0.4	
	評価・換算 差額等合計	12,233	4.6	26,419	9.3	20,773	7.3	
III 新株予約権								
		—	—	42	0.0	25	0.0	
IV 少数株主持分								
		18,465	7.1	20,303	7.2	21,867	7.7	
	純資産合計	223,656	85.8	240,698	84.9	240,571	84.8	
	負債純資産合計	260,561	100.0	283,396	100.0	283,490	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		60,176	100.0		58,248	100.0		123,542	100.0	
II 売上原価			44,803	74.5		44,226	75.9		92,610	75.0	
売上総利益			15,372	25.5		14,021	24.1		30,931	25.0	
III 販売費及び 一般管理費			4,710	7.8		4,630	8.0		9,708	7.8	
営業利益			10,662	17.7		9,390	16.1		21,223	17.2	
IV 営業外収益											
1 受取利息			649			266			1,191		
2 受取配当金			1,580			1,624			2,080		
3 有価証券売却益			—			—			75		
4 為替差益			—			—			30		
5 持分法による 投資利益		85			242			618			
6 その他		346	2,662	4.4	267	2,401	4.1	655	4,651	3.7	
V 営業外費用											
1 不動産賃貸経費		24			20			44			
2 為替差損		—			48			—			
3 その他		37	62	0.1	39	109	0.2	114	158	0.1	
経常利益			13,262	22.0		11,683	20.0		25,716	20.8	
VI 特別利益	※2										
1 固定資産売却益			1			16			83		
2 投資有価証券 売却益			431			—			1,321		
3 連結子会社所 有の親会社株 式売却益			—			—			2,213		
4 その他		41	473	0.8	16	32	0.1	84	3,702	3.0	
VII 特別損失	※3										
1 固定資産除却損			29			21			88		
2 投資有価証券 売却損			209			—			1,539		
3 投資有価証券 評価損			—			240			305		
4 その他		0	239	0.4	0	262	0.5	2	1,936	1.6	
税金等調整前 中間(当期) 純利益			13,497	22.4		11,453	19.6		27,482	22.2	
法人税、住民税 及び事業税		5,426			4,495			11,229			
法人税等調整額		△47	5,379	9.0	115	4,610	7.9	△270	10,959	8.8	
少数株主利益			812	1.3		405	0.7		2,433	2.0	
中間(当期) 純利益			7,305	12.1		6,437	11.0		14,090	11.4	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	9,595	14,633	174,961	△9,571	189,619
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△3,455		△3,455
役員賞与金(注)			△58		△58
中間純利益			7,305		7,305
自己株式の取得				△1,294	△1,294
自己株式の処分		358		481	840
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	358	3,791	△812	3,337
平成18年9月30日残高	9,595	14,992	178,752	△10,383	192,956

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	16,350	△1,405	14,945	17,576	222,140
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△3,455
役員賞与金(注)					△58
中間純利益					7,305
自己株式の取得					△1,294
自己株式の処分					840
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,680	△31	△2,711	889	△1,821
中間連結会計期間中の変動額合計	△2,680	△31	△2,711	889	1,515
平成18年9月30日残高	13,669	△1,436	12,233	18,465	223,656

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	9,595	15,825	184,171	△11,687	197,905
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△3,806		△3,806
中間純利益			6,437		6,437
自己株式の取得				△7,627	△7,627
自己株式の処分		0		1	1
連結子会社の持分変動に伴う剰余金増加高(注)			1,023		1,023
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	0	3,654	△7,626	△3,971
平成19年9月30日残高	9,595	15,826	187,826	△19,313	193,934

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高	21,945	△1,171	20,773	25	21,867	240,571
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△3,806
中間純利益						6,437
自己株式の取得						△7,627
自己株式の処分						1
連結子会社の持分変動に伴う剰余金増加高(注)						1,023
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	4,454	1,191	5,645	17	△1,563	4,098
中間連結会計期間中の変動額合計	4,454	1,191	5,645	17	△1,563	127
平成19年9月30日残高	26,399	19	26,419	42	20,303	240,698

(注) 連結子会社が従業員持株会の発足にあたり当該子会社の従業員共済会から自己株式を取得したことに伴う、親会社持分の増加額である。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	9,595	14,633	174,961	△9,571	189,619
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△4,821		△4,821
役員賞与金(注)			△58		△58
当期純利益			14,090		14,090
自己株式の取得				△3,804	△3,804
自己株式の処分		1,191		1,688	2,880
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1,191	9,210	△2,116	8,285
平成19年3月31日残高	9,595	15,825	184,171	△11,687	197,905

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	16,350	△1,405	14,945	—	17,576	222,140
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△4,821
役員賞与金(注)						△58
当期純利益						14,090
自己株式の取得						△3,804
自己株式の処分						2,880
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,594	233	5,828	25	4,290	10,144
連結会計年度中の変動額合計	5,594	233	5,828	25	4,290	18,430
平成19年3月31日残高	21,945	△1,171	20,773	25	21,867	240,571

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目と平成18年11月の取締役会決議による中間配当であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約連結
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税金等調整前中間(当期)純利益		13,497	11,453	27,482
減価償却費		1,190	1,306	2,554
貸倒引当金の増減額(△:減少)		△5	△16	△37
賞与引当金の増減額(△:減少)		13	△25	73
役員賞与引当金の増減額(△:減少)		24	△12	86
退職給付引当金の増減額(△:減少)		△141	△38	△309
役員退職慰労引当金の増減額(△:減少)		△39	6	△25
受取利息及び受取配当金		△2,229	△1,891	△3,272
役員賞与		△69	—	△69
有価証券関連損益(△:収益)		△221	240	△1,765
持分法による投資利益		△85	△242	△618
固定資産除却損		29	21	88
固定資産売却損益(△:収益)		△1	△15	△81
売上債権の増減額(△:増加)		△1,058	2,829	△1,179
たな卸資産の増減額(△:増加)		1,115	△1,702	351
その他営業資産の増減額(△:増加)		△16	△166	215
仕入債務の増減額(△:減少)		△445	651	△1,101
未払消費税等の増減額(△:減少)		11	△200	54
その他営業負債の増減額(△:減少)		139	△386	230
その他		0	131	26
小計		11,706	11,942	22,703
利息及び配当金の受取額		2,229	2,278	3,693
法人税等の支払額		△4,996	△7,069	△9,941
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,940	7,151	16,455
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
定期預金の預入・払戻による収支(△:預入)		335	△7,474	417
有価証券の売却による収入		—	300	4,858
有形、無形固定資産の取得による支出		△3,330	△1,549	△5,295
有形、無形固定資産の売却による収入		4	54	131
投資有価証券の取得による支出		△5,444	△4,225	△17,474
投資有価証券の売却による収入		7,013	0	26,978
関係会社株式の取得による支出		—	△1,147	△3,303
貸付金の増減額(△:支出)		△2	20	4
その他の投資の増減額(△:増加)		△205	△90	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,629	△14,111	6,330
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
自己株式取得による支出		△1,294	△7,627	△3,804
自己株式の売却による収入		1,765	1	7,800
配当金の支払額		△3,455	△3,806	△4,821
少数株主に対する配当金の支払額		△135	△120	△135
その他		—	△13	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,120	△11,566	△960
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		△87	119	49
<b>V 現金及び現金同等物の増減額(△:減少)</b>		4,103	△18,406	21,874
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>		34,174	56,048	34,174
<b>VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高</b>		38,277	37,642	56,048

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 6社 連結子会社の名称 丸一鋼販(株) 北海道丸一鋼管(株) 九州丸一鋼管(株) 四国丸一鋼管(株) マルイチ・アメリカン・コーポレーション 丸一インベストメント(有)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 沖縄丸一(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社沖縄丸一(株)及びその他1社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社数 6社 連結子会社の名称 丸一鋼販(株) 北海道丸一鋼管(株) 九州丸一鋼管(株) 四国丸一鋼管(株) マルイチ・アメリカン・コーポレーション 丸一インベストメント(有)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>	<p>(1) 連結子会社数 6社 連結子会社の名称 丸一鋼販(株) 北海道丸一鋼管(株) 九州丸一鋼管(株) 四国丸一鋼管(株) マルイチ・アメリカン・コーポレーション 丸一インベストメント(有)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 沖縄丸一(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社沖縄丸一(株)及びその他1社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 1社 ウイニング・インベストメント・コーポレーション</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社4社は、それぞれ中間純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法適用会社は、中間決算日が中間連結決算日と異なるため、当該会社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 2社 ウイニング・インベストメント・コーポレーション サン・スチール・コーポレーション</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 2社 ウイニング・インベストメント・コーポレーション サン・スチール・コーポレーション サン・スチール・コーポレーションは株式を取得したことから関連会社となったため、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社4社は、それぞれ当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社のうち、丸一鋼販(株)及び四国丸一鋼管(株)の中間決算日は平成18年8月31日、マルイチ・アメリカン・コーポレーションの中間決算日は平成18年6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、上記の中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、上記の中間決算日から中間連結決算日、平成18年9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、丸一鋼販(株)及び四国丸一鋼管(株)の中間決算日は8月31日、マルイチ・アメリカン・コーポレーションの中間決算日は6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、上記の中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、上記の中間決算日から中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、丸一鋼販(株)及び四国丸一鋼管(株)の決算日は2月28日、マルイチ・アメリカン・コーポレーションの決算日は12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、上記の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、上記の決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの          …移動平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産          …主として総平均法による低価法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          …移動平均法による原価法          なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>②たな卸資産          同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          …決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの          …移動平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産          同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)については定額法を採用しています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 10～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 6～14年</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)については定額法を採用しています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 10～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 6～14年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて営業利益は4百万円、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ5百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)については定額法を採用しています。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 10～50年</p> <p>機械装置及び運搬具 6～14年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>この結果、従来の方 法に比べて営業利益は 137百万円、経常利益 及び税金等調整前中間 純利益はそれぞれ139 百万円減少しておりま す。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用してい ます。 なお、自社利用のソ フトウェアについて は、社内における利用 可能期間(5年)に基づ く定額法を採用してい ます。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基 準</p> <p>①貸倒引当金 売掛金等の債権の貸 倒れによる損失に備え るため、一般債権につ いては貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特 定の債権については個 別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を 計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与の支給 に充てるため、支給見 込額基準(過去の実績 をベースに将来の見込 額を加味)により支給 見込額を計上しており ます。</p> <p>③役員賞与引当金 当社及び国内連結子 会社1社は、役員の賞 与の支給に充てるた め、支給見込額に基づ き計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間 より「役員賞与に関す る会計基準」(企業会 計基準第4号 平成17年 11月29日)を適用して おります。これにより 営業利益、経常利益及 び税金等調整前中間純 利益は、それぞれ24百 万円減少しております。</p>	<p>この結果、従来の方 法に比べて営業利益は 137百万円、経常利益 及び税金等調整前中間 純利益はそれぞれ139 百万円減少しておりま す。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3)重要な引当金の計上基 準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③役員賞与引当金 当社及び国内連結子 会社1社は、役員の賞 与の支給に充てるた め、支給見込額に基づ き計上しております。</p>	<p>この結果、従来の方 法に比べて営業利益は 137百万円、経常利益 及び税金等調整前中間 純利益はそれぞれ139 百万円減少しておりま す。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3)重要な引当金の計上基 準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③役員賞与引当金 当社及び国内連結子 会社1社は、役員の賞 与の支給に充てるた め、支給見込額に基づ き計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より 「役員賞与に関する会 計基準」(企業会計基準 第4号 平成17年11月 29日)を適用しており ます。これにより営業利 益、経常利益及び税金 等調整前当期純利益 は、それぞれ86百万円 減少しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、翌連結会計年度から処理することとしております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 国内連結子会社2社は役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を引当計上しております。</p> <p>(4) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。</p> <p>ヘッジ手段 …為替予約</p> <p>ヘッジ対象 …製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p>	<p>④退職給付引当金 同左</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 国内連結子会社2社は役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上しております。</p> <p>(4) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。</p> <p>ヘッジ手段 …為替予約</p> <p>ヘッジ対象 …製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、205,190百万円であります。なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、218,678百万円であります。なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ25百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>中間連結損益計算書関係</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間から区分掲記することに変更しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「為替差損」は6百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 67,661百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 70,258百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 68,914百万円</p>
<p>※2 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高から除かれております。 受取手形 345百万円</p>	<p>※2 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高から除かれております。 受取手形 308百万円</p>	<p>※2 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高から除かれております。 受取手形 358百万円</p>
	<p>3 提出会社は、関係会社サン・スチール・コーポレーションの資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p>	<p>3 当社は、関係会社の資金調達について、経営指導念書を差入れております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 発送費 2,429百万円 給与手当 704百万円 退職給付費用 36百万円 役員退職慰労引当金繰入額 8百万円 賞与引当金繰入額 270百万円 役員賞与引当金繰入額 24百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 発送費 2,404百万円 給与手当 668百万円 退職給付費用 63百万円 役員退職慰労引当金繰入額 6百万円 賞与引当金繰入額 276百万円 役員賞与引当金繰入額 40百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 発送費 5,092百万円 給与手当 1,364百万円 退職給付費用 79百万円 役員退職慰労引当金繰入額 37百万円 賞与引当金繰入額 277百万円 役員賞与引当金繰入額 86百万円</p>
<p>※2 固定資産売却益の主なもの 機械装置 1百万円</p>	<p>※2 固定資産売却益の主なもの 土地 12百万円 その他 3百万円</p>	<p>※2 固定資産売却益の主なもの 土地 71百万円 建物及び構築物 8百万円 その他 2百万円</p>
<p>※3 固定資産除却損の主なもの 建物及び構築物の除却及び撤去 2百万円 機械装置の除却及び撤去 24百万円</p>	<p>※3 固定資産除却損の主なもの 建物及び構築物の除却及び撤去 4百万円 機械装置の除却及び撤去 8百万円</p>	<p>※3 固定資産除却損の主なもの 建物及び構築物の除却及び撤去 45百万円 機械装置の除却及び撤去 39百万円</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	98,267,197	—	—	98,267,197
合計	98,267,197	—	—	98,267,197
自己株式				
普通株式(注)	5,980,459	501,977	379,116	6,103,320
合計	5,980,459	501,977	379,116	6,103,320

(注) 自己株式の増加株式数501,977株は、会社法459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加500,000株、及び単元未満株式の買取による増加1,977株であります。  
自己株式の減少株式数379,116株は、子会社による提出会社(親会社)の株式売却による減少378,987株、及び単元未満株式の買取請求による減少129株であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,553	38.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月8日 取締役会	普通株式	1,395	利益剰余金	15.00	平成18年9月30日	平成18年11月30日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	98,267,197	—	—	98,267,197
合 計	98,267,197	—	—	98,267,197
自己株式				
普通株式（注）	6,100,400	2,241,686	573	8,341,513
合 計	6,100,400	2,241,686	573	8,341,513

（注） 自己株式の増加株式数2,241,686株は、会社法459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加2,239,000株、及び単元未満株式の買取による増加2,686株であります。  
自己株式の減少株式数573株は、単元未満株式の買取請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会 計期間末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	42
合 計		—	—	—	—	—	42

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	3,806	41.30	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月7日 取締役会	普通株式	1,798	利益剰余金	20.00	平成19年9月30日	平成19年11月30日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	98,267,197	—	—	98,267,197
合 計	98,267,197	—	—	98,267,197
自己株式				
普通株式（注）	5,980,459	1,348,011	1,228,070	6,100,400
合 計	5,980,459	1,348,011	1,228,070	6,100,400

（注） 自己株式の増加株式数1,348,011株は、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加1,341,900株、及び単元未満株式の買取による増加6,111株であります。

自己株式の減少株式数1,228,070株は、子会社による提出会社（親会社）の株式売却による減少1,227,157株、及び単元未満株式の買取請求による減少913株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	25
合 計		—	—	—	—	—	25

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,553	38.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月8日 取締役会	普通株式	1,395	15.00	平成18年9月30日	平成18年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	3,806	利益剰余金	41.30	平成19年3月31日	平成19年6月29日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 39,617百万円	現金及び預金勘定 46,451百万円	現金及び預金勘定 57,372百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 1,400百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 8,809百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 1,324百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 59百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 一百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 一百万円
現金及び現金同等物 38,277百万円	現金及び現金同等物 37,642百万円	現金及び現金同等物 56,048百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

## (有価証券関係)

## I 前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	30,128	56,699	26,570
(2) 債券			
国債・地方債等	932	928	$\Delta$ 3
社債	41,556	37,845	$\Delta$ 3,710
(3) その他	14,894	14,977	83
計	87,512	110,451	22,939

(注) 時価が著しく下落したと判断する基準につきましては下落率30~50%の株式についても対象として減損処理を行うものと致しております。

## 2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 5,365百万円 |
| (2) その他有価証券       |          |
| 非上場株式             | 1,336百万円 |
| MMF               | 59百万円    |
| 匿名組合出資金           | 1,259百万円 |

## II 当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

### 1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	43,333	88,033	44,700
(2) 債券			
国債・地方債等	631	628	△3
社債	27,555	24,396	△3,158
(3) その他	6,605	7,167	562
計	78,125	120,225	42,100

(注) その他有価証券で時価のある株式について240百万円の減損処理を行っております。なお、時価が著しく下落したと判断する基準につきましては下落率が30～50%の株式についても対象として減損処理を行うものと致しております。

### 2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式	11,128百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	1,424百万円
匿名組合出資金	1,251百万円

## III 前連結会計年度末(平成19年3月31日)

### 1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	41,473	79,911	38,437
(2) 債券			
国債・地方債等	932	927	△5
社債	25,549	22,525	△3,023
(3) その他	6,605	7,048	442
計	74,561	110,413	35,851

(注) その他有価証券で時価のある株式について305百万円の減損処理を行っております。なお、時価が著しく下落したと判断する基準につきましては下落率が30～50%の株式についても対象として減損処理を行うものといたしております。

### 2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式	9,330百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	1,394百万円
匿名組合出資金	1,251百万円

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 17百万円

2. スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 7,100株
付与日	平成19年9月10日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成19年9月11日～平成39年9月10日(但し、取締役を退任した翌日から10日間に限り権利行使できる。)
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	2,416

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 25百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名	当社の取締役7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 7,000株	普通株式 11,100株
付与日	平成17年7月7日	平成18年11月9日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません	権利確定条件の定めはありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成17年7月8日～平成37年7月7日 (但し、取締役を退任した翌日から 10日間に限り権利行使できる。)	平成18年11月10日～平成38年11月9日 (但し、取締役を退任した翌日から 10日間に限り権利行使できる。)
権利行使価格(円)	1	1
付与日における公正な評価単価(円)	—	2,281

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社及び連結子会社は、鋼管及びその加工品・関連製品の製造販売を主な事業としており、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えるため記載を省略しています。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えるため記載を省略しています。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	5,636	1,303	6,940
II 連結売上高(百万円)			60,176
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	9.3	2.2	11.5

(注) 1 各区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国、カナダ

その他・・・アジア、オセアニア他

2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	4,120	935	5,055
II 連結売上高(百万円)			58,248
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7.0	1.6	8.6

(注) 1 各区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国、カナダ

その他・・・アジア、オセアニア他

2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	10,815	2,647	13,463
II 連結売上高(百万円)			123,542
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.8	2.1	10.9

(注) 1 各区分に属する主な国又は地域

北米・・・米国、カナダ

その他・・・アジア、オセアニア他

2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,226.37円	1株当たり純資産額	2,450.39円	1株当たり純資産額	2,372.64円
1株当たり中間純利益金額	79.07円	1株当たり中間純利益金額	70.56円	1株当たり当期純利益金額	152.78円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	79.06円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	70.54円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	152.76円

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計(百万円)	223,656	240,698	240,571
純資産の部の合計から控除する金額(百万円)	18,465	20,345	21,892
(うち新株予約権)	(—)	(42)	(25)
(うち少数株主持分)	(18,465)	(20,303)	(21,867)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	205,190	220,353	218,678
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	92,163	89,925	92,166

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	7,305	6,437	14,090
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	7,305	6,437	14,090
普通株式の期中平均株式数(千株)	92,393	91,240	92,223
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	7	19	11
(うち新株予約権)	(7)	(19)	(11)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		20,965		25,639		35,364	
2 受取手形	※2	1,346		1,172		981	
3 売掛金		36,258		35,063		37,512	
4 有価証券		4,586		975		—	
5 たな卸資産		10,989		12,191		11,233	
6 繰延税金資産		902		642		1,057	
7 その他		2,932		2,760		2,566	
流動資産合計		77,981	33.2	78,444	30.8	88,715	34.8
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1 建物		8,127		8,198		8,204	
2 機械及び装置		7,035		7,134		7,181	
3 土地		21,198		21,371		21,371	
4 その他		1,490		2,086		1,691	
有形固定資産 合計		37,851	16.1	38,791	15.2	38,449	15.1
(2) 無形固定資産		36	0.0	417	0.2	35	0.0
(3) 投資その他の 資産							
1 投資有価証券		100,528		114,600		106,298	
2 関係会社株式		5,780		10,046		8,894	
3 その他の関係 会社有価証券		10,085		9,951		10,111	
4 出資金		92		74		74	
5 その他		2,498		2,526		2,533	
投資その他の 資産合計		118,986	50.7	137,199	53.8	127,913	50.1
固定資産合計		156,873	66.8	176,408	69.2	166,398	65.2
資産合計		234,855	100.0	254,853	100.0	255,114	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	支払手形	2,734		2,540		2,782	
2	買掛金	15,175		15,740		14,487	
3	短期借入金	5,000		10,000		11,000	
4	未払法人税等	4,293		3,838		4,437	
5	未払消費税等	248		93		294	
6	賞与引当金	596		621		645	
7	役員賞与引当金	24		63		67	
8	その他	3,165		2,783		3,142	
	流動負債合計	31,238	13.3	35,681	14.0	36,858	14.5
II 固定負債							
1	退職給付引当金	2,797		2,613		2,661	
2	繰延税金負債	7,986		15,225		13,187	
3	その他	—		462		—	
	固定負債合計	10,784	4.6	18,302	7.2	15,849	6.2
	負債合計	42,023	17.9	53,983	21.2	52,708	20.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1	資本金	9,595	4.1	9,595	3.8	9,595	3.8
2	資本剰余金						
	(1) 資本準備金	14,631		14,631		14,631	
	(2) その他 資本剰余金	2		4		3	
	資本剰余金合計	14,633	6.2	14,635	5.7	14,634	5.7
3	利益剰余金						
	(1) 利益準備金	2,398		2,398		2,398	
	(2) その他 利益剰余金						
	土地圧縮 積立金	124		74		124	
	別途積立金	147,000		147,000		147,000	
	繰越利益 剰余金	14,602		21,550		19,111	
	利益剰余金合計	164,125	69.9	171,023	67.1	168,634	66.1
4	自己株式	△9,178	△3.9	△19,313	△7.6	△11,687	△4.6
	株主資本合計	179,175	76.3	175,940	69.0	181,177	71.0
II 評価・換算差額等							
	その他有価証券 評価差額金	13,657	5.8	24,886	9.8	21,203	8.3
	評価・換算 差額等合計	13,657	5.8	24,886	9.8	21,203	8.3
III 新株予約権							
	純資産合計	192,832	82.1	200,869	78.8	202,406	79.3
	負債純資産合計	234,855	100.0	254,853	100.0	255,114	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高			55,466 100.0		54,146 100.0		113,635 100.0
II 売上原価			43,351 78.2		42,898 79.2		89,248 78.5
売上総利益			12,115 21.8		11,247 20.8		24,386 21.5
III 販売費及び 一般管理費			3,125 5.6		3,036 5.6		6,408 5.6
営業利益			8,990 16.2		8,211 15.2		17,978 15.9
IV 営業外収益	※1		2,796 5.0		2,439 4.5		4,196 3.7
V 営業外費用	※2		137 0.2		208 0.4		285 0.3
経常利益			11,649 21.0		10,442 19.3		21,888 19.3
VI 特別利益			60 0.1		0 0.0		1,404 1.2
VII 特別損失			238 0.4		253 0.5		1,930 1.7
税引前中間 (当期)純利益			11,471 20.7		10,189 18.8		21,363 18.8
法人税、住民税 及び事業税		4,341		4,038		8,397	
法人税等調整額		32	4,373 7.9	△44	3,993 7.4	△37	8,359 7.4
中間(当期) 純利益			7,098 12.8		6,195 11.4		13,003 11.4

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	9,595	14,631	2	14,633	2,398	124	139,000	19,105	160,628	△7,884	176,972
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注)								△3,553	△3,553		△3,553
役員賞与金(注)								△48	△48		△48
別途積立金の積立(注)							8,000	△8,000	—		—
中間純利益								7,098	7,098		7,098
自己株式の取得										△1,294	△1,294
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)											
中間会計期間中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	8,000	△4,502	3,497	△1,294	2,202
平成18年9月30日残高	9,595	14,631	2	14,633	2,398	124	147,000	14,602	164,125	△9,178	179,175

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成18年3月31日残高	16,285	193,257
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当(注)		△3,553
役員賞与金(注)		△48
別途積立金の積立(注)		—
中間純利益		7,098
自己株式の取得		△1,294
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△2,628	△2,628
中間会計期間中の変動額合計	△2,628	△425
平成18年9月30日残高	13,657	192,832

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	9,595	14,631	3	14,634	2,398	124	147,000	19,111	168,634	△11,687	181,177
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当								△3,806	△3,806		△3,806
土地圧縮積立金の取崩						△50		50	—		—
中間純利益								6,195	6,195		6,195
自己株式の取得										△7,627	△7,627
自己株式の処分			0	0						1	1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額 合計	—	—	0	0	—	△50	—	2,439	2,388	△7,626	△5,236
平成19年9月30日残高	9,595	14,631	4	14,635	2,398	74	147,000	21,550	171,023	△19,313	175,940

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成19年3月31日残高	21,203	25	202,406
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△3,806
土地圧縮積立金の取崩			—
中間純利益			6,195
自己株式の取得			△7,627
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	3,682	17	3,699
中間会計期間中の変動額 合計	3,682	17	△1,536
平成19年9月30日残高	24,886	42	200,869

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	9,595	14,631	2	14,633	2,398	124	139,000	19,105	160,628	△7,884	176,972
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注)								△4,948	△4,948		△4,948
役員賞与金(注)								△48	△48		△48
別途積立金の積立(注)							8,000	△8,000	—		—
当期純利益								13,003	13,003		13,003
自己株式の取得									—	△3,804	△3,804
自己株式の処分			1	1					—	1	2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	—	8,000	6	8,006	△3,802	4,204
平成19年3月31日残高	9,595	14,631	3	14,634	2,398	124	147,000	19,111	168,634	△11,687	181,177

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成18年3月31日残高	16,285	—	193,257
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注)			△4,948
役員賞与金(注)			△48
別途積立金の積立(注)			—
当期純利益			13,003
自己株式の取得			△3,804
自己株式の処分			2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	4,918	25	4,943
事業年度中の変動額合計	4,918	25	9,148
平成19年3月31日残高	21,203	25	202,406

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目と平成18年11月の取締役会決議による中間配当金であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>②たな卸資産</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 (イ)時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>(ロ)時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(1) 製品 総平均法による低価法(ただし仕入製品は最終仕入原価法)</p> <p>(2) 原材料 移動平均法による低価法</p> <p>(3) 貯蔵品 最終仕入原価法による低価法(ただしロールについては4年償却を行っております。)</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 (イ)時価のあるもの 同左</p> <p>(ロ)時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(1) 製品 同左</p> <p>(2) 原材料 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 (イ)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>(ロ)時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(1) 製品 同左</p> <p>(2) 原材料 同左</p> <p>(3) 貯蔵品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 10～50年 機械装置及び運搬具 6～14年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 10～50年 機械装置及び運搬具 6～14年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 10～50年 機械装置及び運搬具 6～14年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(会計処理の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べて営業利益は4百万円、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ4百万円減少しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法に比べて営業利益は133百万円、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ135百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準(過去の実績をベースに、将来の見込額を加味)により支給見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 役員賞与引当金            役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。            (会計方針の変更)            当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ24百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金            従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。            数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(3年)による定額法により翌事業年度から処理することとしております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金            役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金            同左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金            役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。            (会計方針の変更)            当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ67百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金            従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。            数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法            原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象            当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。            ヘッジ手段            …為替予約            ヘッジ対象            …製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p>	<p>① ヘッジ会計の方法            同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象            当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。            ヘッジ手段            …為替予約            ヘッジ対象            …製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引</p>	<p>① ヘッジ会計の方法            同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象            当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。            ヘッジ手段            …為替予約            ヘッジ対象            …製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
5 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理の方法 同左	消費税等の会計処理の方法 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、192,832百万円であります。なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、202,381百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ25百万円減少しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 54,733百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 56,316百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 55,455百万円
※2 中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関が休日であったため次の満期手形が中間会計期間末日の残高から除かれております。 受取手形 345百万円	※2 中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関が休日であったため次の満期手形が中間会計期間末日の残高から除かれております。 受取手形 308百万円	※2 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高から除かれております。 受取手形 358百万円
	3 当社は、関係会社サン・スチール・コーポレーションの資金調達について、経営指導念書を差入れております。	3 当社は、関係会社の資金調達について、経営指導念書を差入れております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主な項目 受取利息 2百万円 受取配当金 1,578百万円 有価証券利息 487百万円 不動産賃貸収入 210百万円 匿名組合分配金 440百万円	※1 営業外収益のうち主な項目 受取利息 3百万円 受取配当金 1,641百万円 有価証券利息 144百万円 不動産賃貸収入 203百万円 匿名組合分配金 342百万円	※1 営業外収益のうち主な項目 受取利息 5百万円 受取配当金 2,216百万円 有価証券利息 798百万円 不動産賃貸収入 409百万円 匿名組合分配金 498百万円
※2 営業外費用のうち主な項目 不動産賃貸経費 108百万円	※2 営業外費用のうち主な項目 支払利息 63百万円 不動産賃貸経費 104百万円	※2 営業外費用のうち主な項目 支払利息 50百万円 不動産賃貸経費 217百万円
3 減価償却実施額 有形固定資産 813百万円 無形固定資産 2百万円	3 減価償却実施額 有形固定資産 958百万円 無形固定資産 3百万円	3 減価償却実施額 有形固定資産 1,756百万円 無形固定資産 5百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(注)	4,753,302株	501,977株	129株	5,255,150株

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数501,977株は、会社法459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加500,000株、及び単元未満株式の買取による増加1,977株であります。  
普通株式の自己株式の減少株式数129株は、単元未満株式の買取請求による減少であります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(注)	6,100,400株	2,241,686株	573株	8,341,513株

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数2,241,686株は、会社法459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加2,239,000株、及び単元未満株式の買取による増加2,686株であります。  
普通株式の自己株式の減少株式数573株は、単元未満株式の買取請求による減少であります。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	4,753,302株	1,348,011株	913株	6,100,400株

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数1,348,011株は、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加1,341,900株、及び単元未満株式の買取による増加6,111株であります。  
普通株式の自己株式の減少株式数913株は、単元未満株式の買取請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

(1) 当中間会計期間末後、半期報告書提出日までに、当中間会計期間を含む事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事実の発生はありません。

(2) 当中間会計期間中に営業その他に関し重要な訴訟事件はありません。

(3) 平成19年11月7日開催の取締役会において、第74期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)の中間配当につき、下記の通り決議しました。

(イ) 中間配当の総額	1,798百万円
(ロ) 1株当たり中間配当額	20.00円
(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成19年11月30日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払を行います。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |                             |        |                         |  |
|-------------------------|-----------------------------|--------|-------------------------|--|
| (1) 発行登録書（新株予約権証券）      |                             |        |                         | 平成19年6月7日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第73期)              | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年6月29日<br>関東財務局長に提出。                                       |
| (3) 自己株券買付状況報告書         |                             |        |                         | 平成19年6月1日<br>平成19年7月2日<br>平成19年9月5日<br>平成19年10月1日<br>関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書（新株予約権証券）    |                             |        |                         | 平成19年6月29日<br>平成19年10月15日<br>関東財務局長に提出                         |
| (5) 有価証券報告書<br>の訂正報告書   | 上記(2)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |        |                         | 平成19年10月15日<br>関東財務局長に提出。                                      |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 伊藤 一博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陰地 弘和  
業務執行社員

## ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 藤井 栄喜  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 原田 充啓  
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用しているため、当該会計基準等により中間連結財務諸表を作成している。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

丸一鋼管株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北山久恵 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦洋 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辰己幸久 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 伊藤 一博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陰地 弘和  
業務執行社員

## ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 藤井 栄喜  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 原田 充啓  
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第73期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

丸一鋼管株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 北山久恵 ㊟

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦洋 ㊟

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辰己幸久 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸一鋼管株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、丸一鋼管株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。